

# 予防給付型訪問サービス

## 重要事項説明書

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

### 1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	合同会社 進
主たる事務所の所在地	北九州市香月西3丁目11番9号
代表者（職名・氏名）	代表社員 大木 祐弥
設立年月日	平成30年9月10日
電話番号	093-883-9992

### 2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	ヘルパーステーションススム	
サービスの種類	第1号訪問事業（予防給付型訪問サービス）	
事業所の所在地	北九州市香月西3丁目11番9号	
電話番号	093-883-9992	
指定年月日・事業所番号	令和5年2月1日指定	
管理者の氏名	大木 祐弥	
通常の事業の実施地域	小倉北区 小倉南区 八幡西区 八幡東区 戸畑区	

### 3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	要支援状態にある方に対して目標を設定して計画的に適正なサービスを提供します。 また関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的サービスに提供に努めます。

### 4. 提供するサービスの内容

第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当サービス）は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例) 起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭(せいしき)、入浴介助、体位交換、服薬介助、通院・外出介助など
生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例) 調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理など

## 5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日（振り替え休日を含む）及び年末年始（12月31日から1月3日）及びお盆（8月13日から8月15日）を除きます。
営業時間	午前9時から午後18時まで
サービス対応日	365日
サービス提供時間	午前6時から午前0時

## 6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
サービス提供責任者	常勤 5人、 非常勤 0人
訪問介護員	常勤 0人、 非常勤 2人
うち介護福祉士	常勤 0人、 非常勤 0人
うち准看護師	常勤 0人、 非常勤 0人
うち介護職員初任者研修修了者	常勤 0人、 非常勤 2人

## 7. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の責任者及び管理責任者（管理者）は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

サービス提供責任者の氏名	大木 祐弥
管理責任者の氏名	大木 祐弥

## 8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割、2割、3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

**(1) 第1号訪問事業・介護予防給付型サービスの利用料・・・基本部分、加算の合計額となります。**

**【基本部分】** ※身体介護及び生活援助

サービス名称	サービスの内容	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
訪問型独自サービスⅠ	週1回程度の利用が必要な場合	12,006円/月	1,200円	2,401円	3,602円
訪問型独自サービスⅡ	週2回程度の利用が必要な場合	23,983円/月	2,399円	4,797円	7,195円
訪問型独自サービスⅢ	週2回を超える程度の利用が必要な場合	38,052円/月	3,805円	7,610円	11,416円

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

**【加算】**

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合	2,042円	204円	409円	613円

**(2) 支払い方法**

上記(1)の利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、10日以内に差し上げます。

支払い方法	支払い要件等
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の25日(祝休日の場合は直前の平日)までに、事業者が指定する口座にお振り込みください。 別途口座情報をお知らせいたします。
現金払い	サービスを利用した月の翌月の25日(休業日の場合は直前の営業日)までに、現金でお支払いください。

**9. 緊急時における対応方法**

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やか

に下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名 (利用者との続柄) 電話番号	

## 10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所及び那珂市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険（任意保険）に加入しています。

損害賠償 責任保険	保険会社名	三井住友海上保険株式会社
	保 険 名	福祉事業者総合賠償責任保険

## 11. 虐待防止について

### 9 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者 大木 祐弥
-------------	-----------

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

### 12. 身体拘束の禁止

事業所はサービス提供に当たっては、利用者様の生命を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束や行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとしています。

2 事業所はやむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとしています。

3 事業所は身体拘束の適性化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じるものとしています。

(1) 身体拘束等の訂正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を

定期的に開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図るようにしています。  
身体拘束等の適正化のための指針を整備しています。

従業者に対し、身体拘束の等の適正化のための研修を定期的に行っています。

### 13. 感染症及び食中毒の発生・まん延の防止のための対策

事業所は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講じるものとしています。

（事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話設置等の活用可）を定期的に行うとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図っています。

事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。  
従業者に対し、感染症及び食中毒の予防およびまん延防止のための研修並びに訓練を定期的に行っています。

### 14. 業務継続計画の作成

1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者等に対するサービスの提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務改善計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとしています。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行っています。

3 事業所は、定期的に行う業務継続計画の見直しを行ない、必要に応じて業務改善計画の変更を行うものとなっています。

### 15. 秘密保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後も継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
--------------------------	---

② 個人情報の保護について	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>
---------------	--

## 16. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 093-883-9992
---------	-------------------

### 1 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口 担当者の設置

相談・苦情に対する常設の窓口として、相談担当者を置いている。また担当者が不在の時は、基本的な事項については誰でも対応できるようにするとともに、担当者に必ず引き継ぐようにする。

苦情の受付は口頭でも行うが窓口「苦情・要望箱」を設置し、文書による苦情・要望にも応えられるよう対応する。

営業日、営業時間以外についても、転送電話、留守番電話で対応し、後日速やかに対応する。

### 2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- ① 苦情受付担当者は苦情内容を記録し管理・サービス提供責任者に報告する。
- ② 管理者は関係職員から事情を聞き取るとともに苦情の原因を把握し、関係職員と検討を行う
- ③ 管理者は必要に応じて利用者宅を訪問するなどの方法で、検討結果を利用者様に報告する。
- ④ 同種の苦情が発生しないよう、職員ミーティングで苦情内容と原因、対応内容を報告する。

### 3 具体的な対応方針

- ① 記録を台帳に保管し、再発を防ぐ。
- ② 苦情解決責任者は、速やかに職員に報告し職員間で情報を共有する。
- ③ 苦情が発生しないように、従業員対して1年に1回研修を実施する。

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	八幡東区役所 保険福祉課介護保険担当	電話番号 093-671-6885
	福岡県国民健康保険団体連合会 福岡市博多区吉塚	電話番号 092-642-7859

### 17. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
  - ① 医療行為及び医療補助行為
  - ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
  - ③ 他の家族の方に対する食事の準備 など
- (2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所もしくは当事業所の担当者へご連絡ください。

### 18. サービスの第三者評価の実施状況について

事業者は提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

【実施の有無】	無
【実施した直近の年月日】	
【第三者評価機関名】	
【評価結果の開示状況】	

令和 年 月 1 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 所在地 八幡西区香月西3丁目11番9号  
事業者(法人)名 合同会社 進  
代表者職・氏名 代表社員 大木 祐弥 印  
説明者職・氏名 管理者 大木 祐弥 印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

利用者 住所  
氏名 印

署名代行者(又は法定代理人)  
住所  
本人との続柄  
氏名 印

立会人 住所  
氏名 印